



# Q & A ②



**Q** 暴力団に入っていました、生活保護は利用できますか？

**A** 現在も暴力団に属している場合は生活保護は利用できません。  
福祉課から警察への照会を行い、現在、暴力団に属していないことが確認できれば利用できます。

**Q** 生活保護の支給決定には、どのくらいの期間がかかりますか？

**A** 生活保護を利用できるかどうかは、申請の手続き後、調査(家庭訪問)等を踏まえ、原則14日以内(特別な場合は30日以内)に決定します。

**Q** 決定に納得がいけない場合はどうしたらいいですか？

**A** 生活保護の決定に納得がいけない場合は、その連絡を受け取った日の翌日から3か月以内に、都知事に審査請求の申立てができます。

**Q** 車やバイクを持っていますが生活保護は利用できますか？

**A** 車やバイクは、原則、売却して生活費に充てていただきますが、一部の場合に限り保有が認められます。例えば、事業用に車を保有していて、世帯の自立に効果的と認められる場合や、障がいをお持ちのかたで通院時にどうしても車が必要と認められる場合などです。

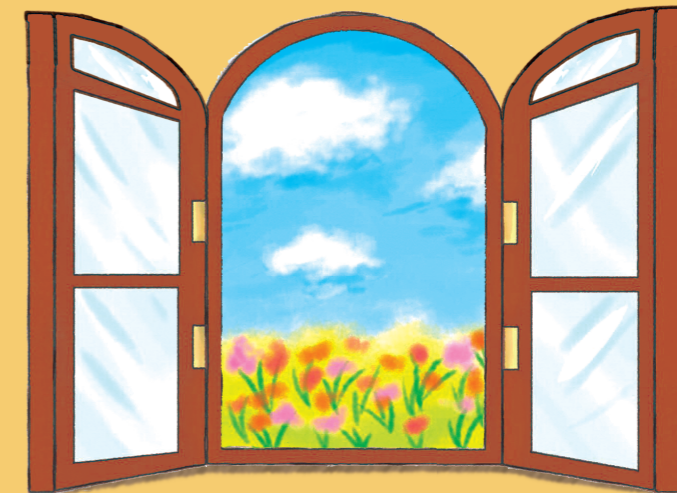
【編集・発行】令和8年3月発行(初刷)

足立区 足立福祉事務所 生活支援推進課 電話:03-3880-6276

相談者用

生活にお困りの方は  
ためらわずにご相談ください

## 生活保護のしおり



### 生活保護の申請は国民の権利です

相談から利用開始までの流れ

くわしくは4P以降  
をご覧ください

(1) 相 談

まずは、お住まいの地域を担当する福祉課へご相談ください。

(2) 申 請

生活保護を希望するかたは、申請書類をご提出ください。

(3) 調 査

申請書を提出すると、職員が生活状況や資産状況などを調査します。調査のあと、生活保護による支援が必要かどうかを審査します。

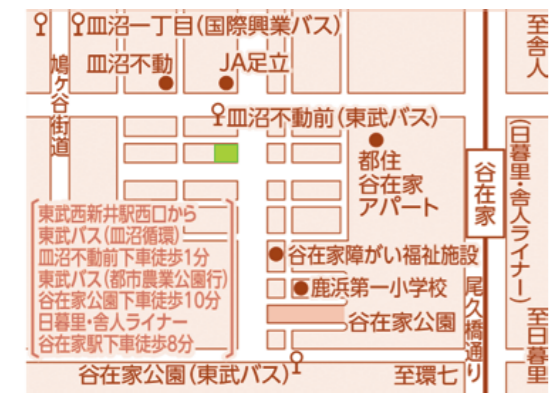
(4) 利用開始

原則、申請から14日以内に生活保護の利用可否を決定し、可の場合は保護費の支給が始まります。あわせて、ケースワーカーによる自立に向けた支援を開始します。

# まずは、お住まいの地域を担当する福祉課へ ご相談ください。

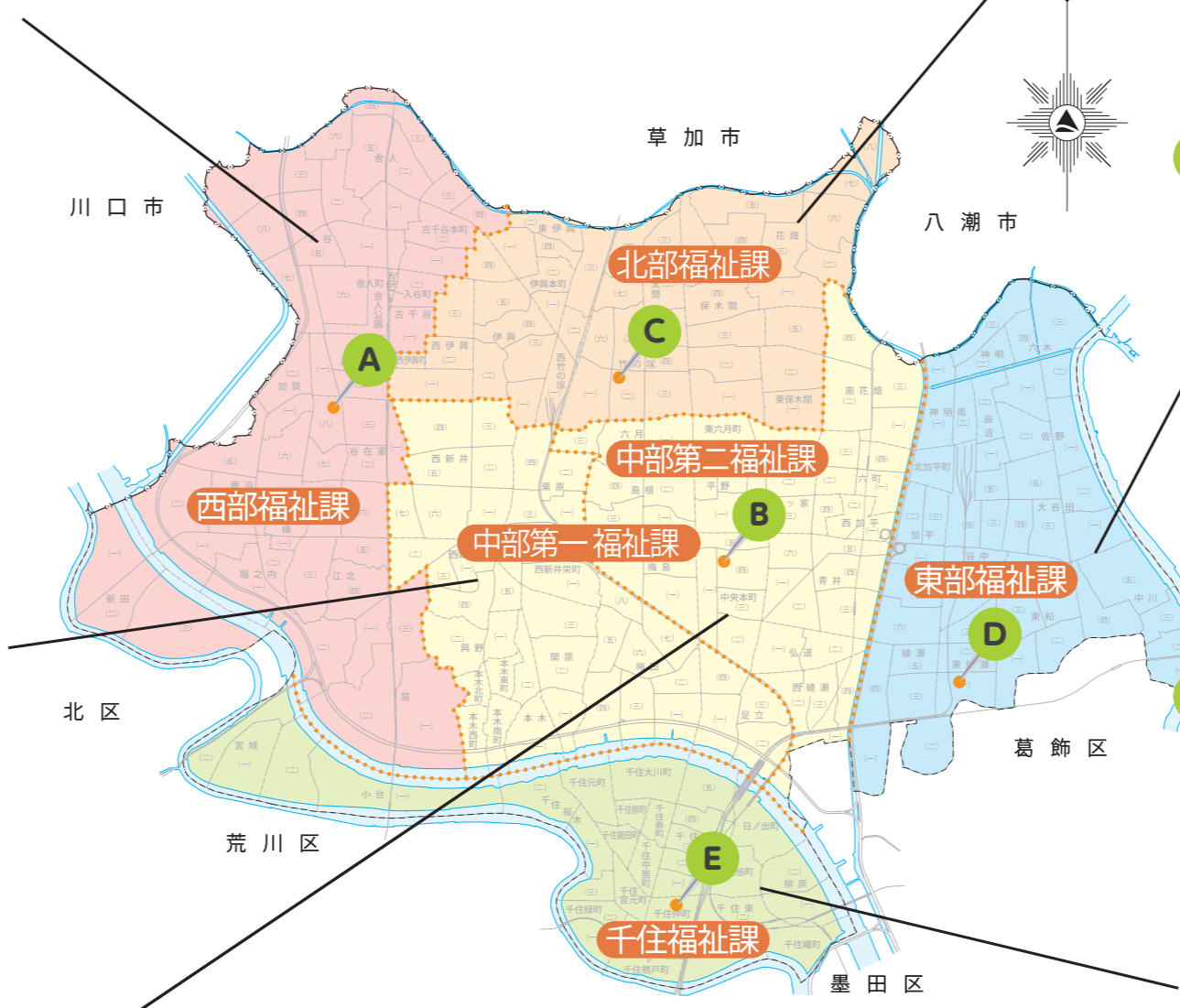
**A** 足立福祉事務所 西部福祉課  
 鹿浜 8-27-15 ☎3897-5013

- 管轄地域**
- \* 入谷1～9丁目
  - \* 入谷町
  - \* 扇1～3丁目
  - \* 加賀1～2丁目
  - \* 江北1～7丁目
  - \* 古千谷1～2丁目
  - \* 古千谷本町1～4丁目
  - \* 血沼1～3丁目
  - \* 鹿浜1～8丁目
  - \* 新田1～3丁目
  - \* 椿1～2丁目
  - \* 舎人1～6丁目
  - \* 舎人町
  - \* 舎人公園
  - \* 堀之内1～2丁目
  - \* 谷在家1～3丁目



**B** 足立福祉事務所 中央本町 4-5-2  
 中部第一福祉課 (3階) ☎3880-5875  
 中部第二福祉課 (2階) ☎3880-5419

- 管轄地域**
- 中部第一福祉課**
- \* 足立1～4丁目
  - \* 梅田1～8丁目
  - \* 興野1～2丁目
  - \* 栗原1～4丁目
  - \* 関原1～3丁目
  - \* 西新井1～7丁目
  - \* 西新井栄町1～3丁目
  - \* 西新井本町1～5丁目
  - \* 本木北町
  - \* 本木西町
  - \* 本木東町
  - \* 本木南町
  - \* 本木1～2丁目
- 中部第二福祉課**
- \* 青井1～6丁目
  - \* 梅島1～3丁目
  - \* 弘道1～2丁目
  - \* 島根1～4丁目
  - \* 中央本町1～5丁目
  - \* 西綾瀬1～4丁目
  - \* 西加平1～2丁目
  - \* 東六月町
  - \* 一ツ家1～4丁目
  - \* 平野1～3丁目
  - \* 保塚町
  - \* 南花畑1～4丁目
  - \* 六月1～3丁目
  - \* 六町1～4丁目



**凡例**

- 福祉課
- ..... 福祉事務所管内

**足立福祉事務所開庁時間**  
 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00  
 ※土曜、日曜、祝日、年末年始の12月29日から1月3日まではお休みです。

**C** 足立福祉事務所 北部福祉課  
 竹の塚 2-25-17 ☎5831-5797

- 管轄地域**
- \* 伊興1～5丁目
  - \* 伊興本町1～2丁目
  - \* 竹の塚1～7丁目
  - \* 西伊興町
  - \* 西伊興1～4丁目
  - \* 西竹の塚1～2丁目
  - \* 西保木間1～4丁目
  - \* 花畑1～8丁目
  - \* 東伊興1～4丁目
  - \* 東保木間1～2丁目
  - \* 保木間1～5丁目
  - \* 南花畑5丁目



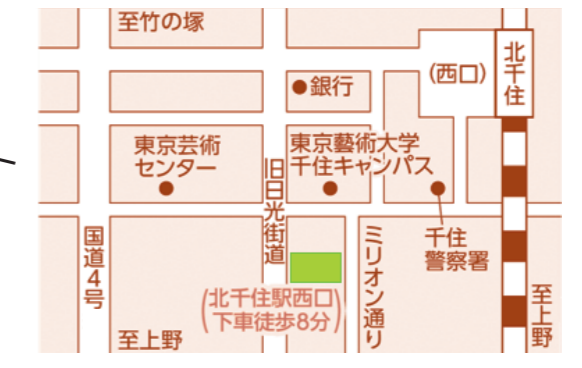
**D** 足立福祉事務所 東部福祉課  
 東綾瀬 1-26-2 ☎3605-7129

- 管轄地域**
- \* 綾瀬1～7丁目
  - \* 大谷田1～5丁目
  - \* 加平1～3丁目
  - \* 北加平町
  - \* 佐野1～2丁目
  - \* 神明1～3丁目
  - \* 神明南1～2丁目
  - \* 辰沼1～2丁目
  - \* 東和1～5丁目
  - \* 中川1～5丁目
  - \* 東綾瀬1～3丁目
  - \* 六木1～4丁目
  - \* 谷中1～5丁目



**E** 足立福祉事務所 千住福祉課  
 千住仲町 19-3 ☎3888-3142

- 管轄地域**
- \* 小台1～2丁目
  - \* 千住曙町
  - \* 千住旭町
  - \* 千住東1～2丁目
  - \* 千住大川町
  - \* 千住河原町
  - \* 千住寿町
  - \* 千住桜木1～2丁目
  - \* 千住関屋町
  - \* 千住龍田町
  - \* 千住仲町
  - \* 千住中居町
  - \* 千住橋戸町
  - \* 千住緑町1～3丁目
  - \* 千住宮元町
  - \* 千住元町
  - \* 千住柳町
  - \* 千住1～5丁目
  - \* 日ノ出町
  - \* 宮城1～2丁目
  - \* 柳原1～2丁目



令和8年3月1日時点

## 1 生活保護について

### (1) 生活保護とは

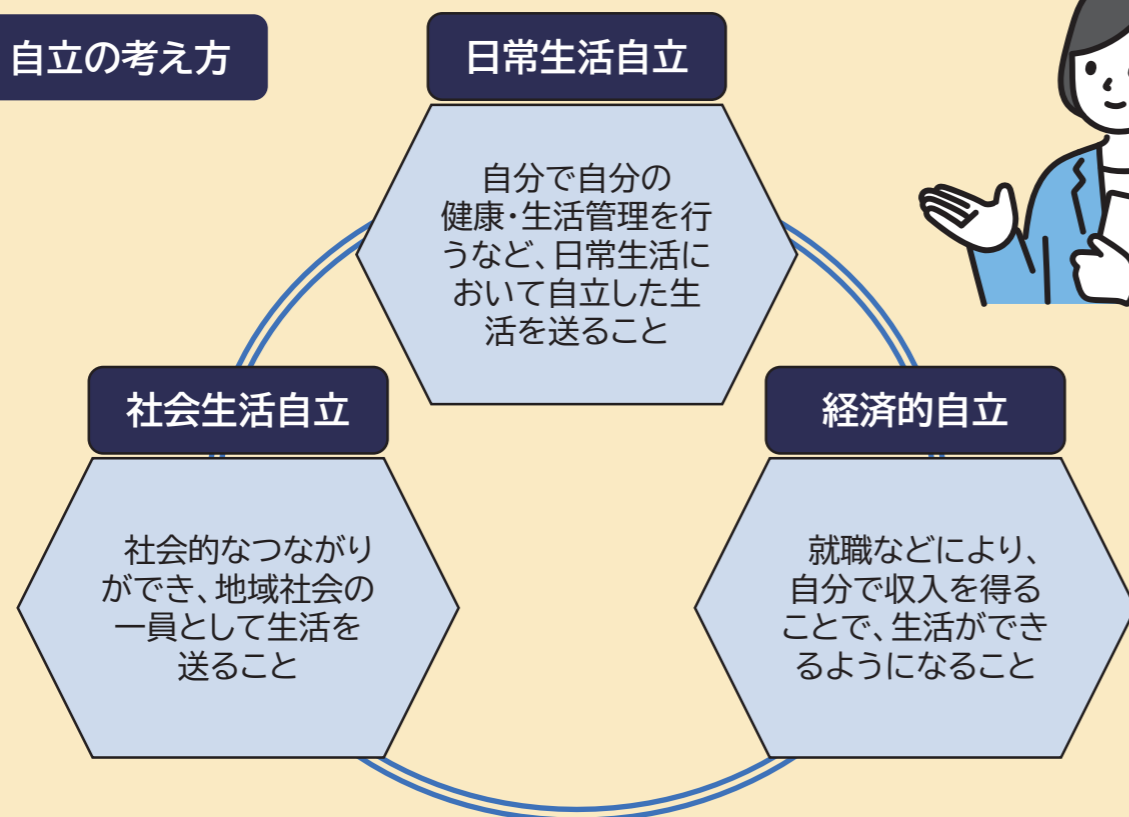
病気や高齢のために働けなくなるなど、さまざまな事情で生活に困ったかたに対し、日本国憲法第25条に規定されている「**健康で文化的な最低限度の生活**」を保障し、自立を支援する制度です。



### (2) 生活保護の目的

生活保護は、あらゆる資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに、その状態に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、自立※した生活が送れるよう支援することを目的としています。

#### ※ 自立の考え方



## 2 生活保護支給までのながれ

### (1) 相談

「生活に困っている」「生活保護を利用したい」と思ったら、ためらわずに、まずはお住まいの地域を担当する福祉課にご相談ください。

相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況についてお話をお聞きします。プライベートな内容も含まれるので、できる範囲のお話で構いませんので、気軽にご相談ください。



### (2) 申請



生活保護の申請は、生活保護を利用するご本人のほかに、扶養義務者(ご本人に民法上の扶養義務のあるかた)、または同居の親族が代理で行うことができます。ただし、明らかに生命がおびやかされるような危機的状態であるときは、福祉課の判断で生活保護の利用を開始する場合があります。

生活保護を申請する際は、原則、福祉課にある保護申請書を記入のうえ、ご提出ください。また、調査に必要な書類や資産状況を確認する資料の提出にご協力ください。



生活保護はどなたでも申請できます

## 2 生活保護支給までのながれ

### (3) 調査

#### ① 家庭訪問

生活保護の申請書を提出すると、区の職員(担当のケースワーカーや面接相談員)があなたのご家庭を訪問します。その際、「生活の状況や生活保護を受けるための要件を満たしているか」「どの程度の保護が必要か」を調査します。

また、確認をとるために、金融機関や保険会社への調査なども行います。

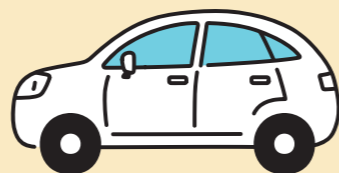
#### ② 資産の活用

生活保護の申請を受けると、区は銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。「預貯金」「生命保険」「土地家屋」「自動車」「高価な貴金属」など、売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却または活用して最低生活費に充てていただくこともあります。

ただし、原則として居住用の不動産は保有が認められます。また、個別の事情によって、自動車やオートバイ、生命保険、学資保険の保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

#### ③ 能力の活用

働ける能力のあるかたは、その能力に応じて働く義務があります。ただし、病気や障がい、その他の理由で働けないかたは、その課題の解決を優先します。



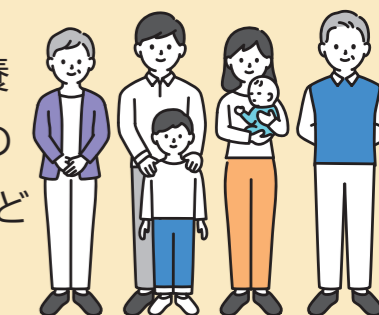
## 2 生活保護支給までのながれ

#### ④ ほかの制度の活用

「雇用保険」「健康保険」「各種年金」「各種手当」など、社会保障制度で給付を受けることができる場合には、それらを必ず活用してください。

#### ⑤ 扶養義務者の扶養について

親・子ども・兄弟姉妹など、ご本人に対し民法上の扶養義務のあるかたがいる場合に、それぞれの扶養義務者の状況に応じて、扶養または支援が可能かどうか、手紙などで回答を求めます。



ただし、扶養義務者が扶養しないことを理由に生活保護が受けられないということはありません。また、あなたのお話をお聞きして「扶養義務の履行が期待できない」と担当する福祉課が事前に判断した場合は、基本的に扶養義務者には扶養照会を行いません。

#### 「扶養義務の履行が期待できない者」の例

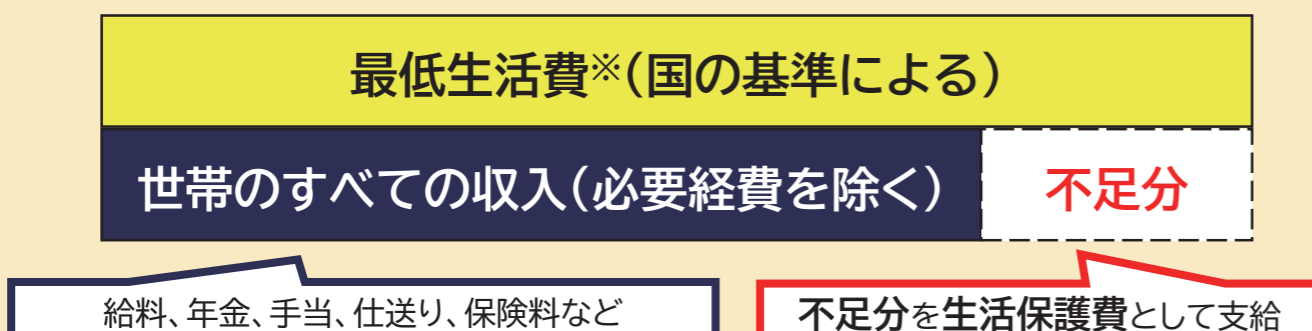
- 扶養義務者が生活保護受給者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者(いわゆる専業主婦・主夫など)、未成年者、おおむね70歳以上の高齢者など
  - 扶養義務者から縁を切られているなど
- ※ 上記の例にあてはまらない場合でも、特別な事情があれば照会を行わないこともあります。

## 2 生活保護支給までのながれ

### (3) 調査

#### ⑥ 生活保護のしくみ

さまざまな調査を行ったあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。審査にあたっては、下図のように国の基準による最低生活費と、世帯のすべての収入を比較し、収入が最低生活費に満たない場合に、その差額が生活保護費として支給されます。



※ 最低生活費は「生活扶助」「住宅扶助」「教育扶助」「医療扶助」「介護扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」の合計額です(右記参照)。

また、世帯の人員、年齢、家賃、生活の実態等によって、受けられる扶助や金額は異なります。



### (4) 利用開始

生活保護の利用をするかたが受けられる生活保護費の種類は大きく8つです。

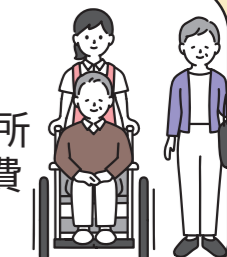
#### ① 生活扶助

食費・衣服費・水道光熱費などの日常生活に必要な費用



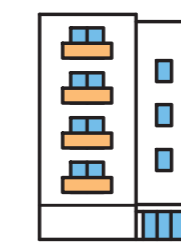
#### ⑤ 介護扶助

家事援助や施設入所に係る介護サービス費など



#### ② 住宅扶助

家賃・契約更新料・敷金・礼金・家屋修繕費など



#### ⑥ 出産扶助

分べん費など  
※ 児童福祉法の入院助産制度が優先されます



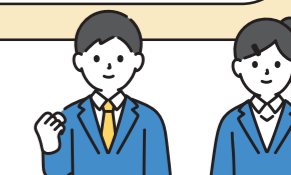
#### ③ 教育扶助

学校給食費・教材費・学用品などの義務教育に係る費用



#### ⑦ 生業扶助

就労に必要な資格取得費用・高校や高等専門学校などの就学費用



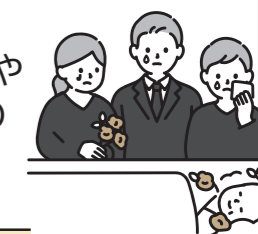
#### ④ 医療扶助

病気やけがの治療に要する医療費・通院のための交通費など



#### ⑧ 葬祭扶助

死亡診断の費用や遺体の運搬・火葬の費用など



## 3 守らなければならないこと

生活保護を利用しているかたが守らなければならない義務についても、生活保護法で定められています。

### ① 勤労等生活上の義務(生活保護法第60条)

- 働くことのできる人は能力に応じて、勤労に励まなければなりません。
- 健康な人はその健康の維持向上に努めて、病気の方は、医師の指示に従って治療を受けなければなりません。
- できる限り節約を図り、生活保護費を計画的に使わなければなりません。

### ② 届け出の義務(生活保護法第61条)

生活保護を利用している間は届け出が必須です

- 世帯状況が変わったとき  
転入や転出、入院や退院、死亡、障害者手帳の取得・更新などしたとき
- 働いて収入を得たとき  
給料・賞与・未成年のアルバイト賃金などがあつたとき
- 仕事以外の収入を得たとき  
年金や手当・仕送りや援助、交通事故で相手から損害賠償金などがあつたとき
- 家賃や地代が変更になったとき
- 資産を得たとき  
生命保険・不動産・自動車・高価な貴金属類などを得たとき



### ③ 指示等に従う義務(生活保護法第62条)

- ケースワーカーから生活の維持向上のために必要な指導・指示があつた場合は、これに従わなければなりません。
- 生活状況を正しく把握し、適正な保護を行うために担当のケースワーカーが家庭訪問します。正当な理由なく、その訪問を拒むことはできません。



## Q & A ①



### Q 医療機関にかかりたいときはどうしたらよいですか？

A 生活保護が開始されると、国民健康保険証び後期高齢者医療保険は使えません。申請から生活保護利用開始までの間に医療機関にかかりたい場合は、事前に福祉課へご相談ください。



### Q 借金があっても生活保護を利用することはできますか？

A 生活保護を利用することはできます。ただし、生活保護費から借金の返済費用は支給できませんので、必要に応じて債務整理について法テラス※等に相談していただきます。

※ 国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」

また、生活保護受給中は原則、借金はできません。借金をした場合は収入とみなされますので、その分、生活保護費が減額されます。

### Q 持ち家がある人、住むところがない人は生活保護を利用できますか？

A 持ち家があるかたも生活保護を利用できる場合がありますので、ご相談ください。ただし、資産の処分価値が一定額を上回る場合は処分していただきます。

なお、65歳以上の方が土地・建物を保有している場合、要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の貸付を利用していただく場合がございます。

また、住むところがないかたも生活保護を利用できます。その場合、一時的に住むところを決め、生活保護利用決定後、生活再建について担当のケースワーカーがあなたと一緒に考えていきます。